

学校長 様

感染症罹患報告書

医療機関名 _____

医師名 _____

下記の児童生徒は、感染症に罹患しており、学校保健安全法第19条に関わるのでお知らせします。

記

1 学校・学年・氏名 郡上市立 _____ 学校 _____ 年 組 氏名 _____

2 出席停止期間 _____ 月 日から _____ 月 日までの _____ 日間

種類	○印	病名	出席停止期間の基準	
第1種		病名()	治癒するまで	
第2種		インフルエンザ ※報告書の提出は不要	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、2日を経過するまで	
		新型コロナウイルス感染症 ※報告書の提出は不要	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
		麻疹(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで	
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
		風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで	
		水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで	
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで	
		結核	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第3種		腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
		流行性角結膜炎		
		急性出血性結膜炎		
		細菌性赤痢		
	その 他の 感 染 症		溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身状態がよければ登校可能
			手足口病	発熱、口内疹などの急性期症状が消退して、全身状態が改善すれば登校可能
			伝染性紅斑	発疹のみで全身状態がよければ登校可能
			ヘルパンギーナ	急性期は、出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
			マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
			感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
		ウイルス性肝炎	A型・E型:肝機能正常化後登校可能。B型・C型:出席停止不要	
	その他()			

(注)「通常出席停止の措置は、必要ないと考えられる感染症」アタマジラミ・伝染性軟疣(属)腫(水いぼ)・伝染性膿痂疹(とびひ)